

ほどがや市民活動センター協働運営会議会則

(名称)

第1条 本会は、ほどがや市民活動センター協働運営会議(以下「協働運営会議」という。)と称する。

(目的)

第2条 協働運営会議はほどがや市民活動センター(以下「センター」と言う)と協力して、運営上の課題の改善と、センターで実施する事業に取り組み、よりよい活動拠点にしてゆく。

(役割)

第3条 協働運営会議は、前条の目的を達成する為、次の役割を担う。

- (1) センターの業務に対し、改善提案をおこなうことができる。
- (2) センターと協力して事業を行うことができる。
- (3) ほどがや市民活動センター評議会(以下「評議会」という。)において、評議会の求めに応じ、報告を行なう。
- (4) センター利用者・団体間の交流を促進してゆく。

(構成)

第2条 協働運営会議は、センター登録者・団体のうち、公募によるメンバーをもって構成する。ただし、同一団体からは、1人が団体を代表して参加することとする。

- 2 協働運営会議を構成するメンバーは、横浜市内の在住・在勤・在学者および市内で市民活動・生涯学習を行なう者とする。
- 3 協働運営会議のメンバーの募集は原則年1回とする。

(役員)

第5条 協働運営会議に次の役員を置く。

- | | |
|---------|-----|
| (1) 代表 | 1 名 |
| (2) 副代表 | 1 名 |
| (3) 書記 | 3 名 |

- 2 前条により構成されたメンバーは、互選により、前項の役員を選出する。

(代表及び副代表の任務)

第6条 代表は、協働運営会議を代表し、会務を統括する。

- 2 副代表は、代表を補佐し、代表に事故あるときはその職務を代理する。
- 3 書記は会議の議事録の作成と管理を行う。

(役員任期)

第7条 役員任期は1期2年とし、再任は妨げない。役員に欠員が生じた場合における後任の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第8条 協働運営会議の会議は第4条のメンバーにより構成され、総会、全体会議、役員会とする。ただし、プロジェクトチームを設けることができる。会議の場にはセンター業務受託者も参加し発言できる。

- 2 総会は、次の事項を審議するものとする。
 - (1) 前年度の活動報告、今年度の活動計画
 - (2) 役員選出
 - (3) その他、必要な事項
- 3 全体会議の役割は以下とする
全体会議は事業の具体化に向けて検討し、併せて事業実施状況等の報告の場とする。
- 4 役員会は、代表・副代表・書記で構成し、意見提案等の集約をするとともに総会及び全体会議の運営・調整を行う。
- 5 メンバー以外の者でも、総会・全体会・役員会においては代表が必要と認めたときは、会議に出席して発言できるものとする。
- 6 総会は出席者と委任状の合計が過半数の場合に会議が成立し、議事は出席者の過半数をもって決定する。ただし、可否同数のときは、代表の決するところによる。
- 7 総会では、メンバーは他のメンバーに委任して、その議決権を行使することができる。
- 8 会議の内容については、広くセンター利用者・団体に知らせることとする。
- 9 全体会議および役員会の議事は出席者の過半数を持って決定する。ただし、可否同数のときは代表の決するところによる。

(会議の招集)

第9条 総会は、年1回とし、代表が召集する。ただし、メンバーの3分の1以上から招集の要求があったとき、または、代表が必要と認めたときには召集することができる。

- 2 全体会議は、上期(4月～9月)下期(10月～3月)各1回以上とし、代表が召集する。ただし、メンバーの3分の1以上から招集の要求があったとき、または、代表が必要と認めたときには召集することができる。
- 3 役員会は、必要に応じて、代表が召集する。ただし、役員3分の1以上から招集の要求があったとき、または、代表が必要と認めたときには召集することができる。
- 4 総会の招集に対して、総会構成メンバーは指定の期日までに、出席の意思表示と、欠席の場合は委任状を提出しなければならない。

(活動年度)

第10条 協働運営会議の活動年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(会則の改廃)

第11条 本会則の改廃の議事は、事前に保土ヶ谷区と協議の上、第8条第6項の規定にかかわらず、総会において出席者の3分の2以上の同意をもって決定する。

2 前項の場合において、メンバーは他のメンバーに委任して、その議決権を行使することができる。

3 会則の改廃については、センター運営上の公平性等に十分配慮し行なうこととする。

(報酬)

第12条 役員を含むメンバーは、無報酬とする。

(事務局)

第13条 協働運営会議の事務局は、書記が担当し、センター業務受託団体はこれを補助する。

附則

1 この会則は、平成18年3月30日から施行する。

2 この会則は、平成20年8月29日から施行する。

3 この会則は、平成22年1月20日から施行する。

4 この会則は 平成24年5月12日から施行する。

5 第10条の規定に関わらず、平成17年度の活動年度は、平成18年3月30日から平成18年3月31日までとする。

6 この会則の施行前から存するほどがや市民活動センター準備の自主活動については、課題別プロジェクト（オープンイベント等協働実施）として、協働運営会議の中に位置づける。